

議案第21号

富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託を別紙規約により廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により君津富津広域下水道組合と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月22日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関する規約を廃止することについて、地方自治法第252条の14第2項の規定により君津富津広域下水道組合と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものである。

富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託
に関する規約を廃止する規約

富津市と君津富津広域下水道組合との間の下水道使用料賦課徴収事務の委託に関
する規約（平成元年12月25日制定）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。